

## 平成29年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 平成29年11月3日(金) 13:00~15:00
- 2 場 所 いわき事務所 大会議室
- 3 出席者 伊澤町長、金田副町長、館下教育長、武内総括参事、舶来総務課長、平岩復興推進課長、猪狩建設課長、松本住民生活課長、橋本健康福祉課長、志賀公夫生活支援課長、志賀陸産業課長、山本戸籍税務課長、井戸川会計管理者、板倉秘書広報課長、
- 4 町民出席者 35人

### 5 町長あいさつ概要

9月15日に帰還困難区域の復興に向けた「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」が内閣総理大臣の認定を受け、双葉町でも除染・解体・インフラ復旧等、復興に向けた動きが本格化する。一日も早い帰還環境の整備に向け、計画に基づく取り組みを早期かつ確実に進めていく。世代を超えて住みたいと思える魅力ある良好な生活環境の創出につなげていきたい。

### ○町内復興の取り組みについて

- 1) 中野地区復興産業拠点は、今年3月の都市計画決定後、地権者の方々に用地の協力をお願いし、町として事業の詳細を詰め、7月21日に福島県から事業認可を取得した。まずは働く拠点を整備し、町内の昼間人口の拡大を図ることにより、小売、飲食、その他民間の立地を誘発し、町復興のさきがけとしたい。  
今後、整備事業の着実な推進を図るため、独立行政法人都市再生機構を活用し、今年度における工事着手、平成30年度における一部供用開始に向け整備を進め、町内事業者の事業再開に向けた立地支援と企業誘致にも取り組んでいく。
- 2) 東日本大震災の大津波により壊滅的な被害を受けた海岸堤防の災害復旧工事が福島県により工事が進められており、平成30年度の完成を目指していたが、2つの工区のうち双葉中浜工区については、平成31年度完成予定となる見通し。
- 3) 海岸防災林については、平成32年度の完成を目指し、クロマツ、アカマツ等を植栽する計画。
- 4) 復興祈念公園については、本年5月に福島県により都市計画決定され、今年7月に「福島県における復興祈念公園基本構想」が策定された。今後は、基本計画が平成30年度中に策定される予定。
- 5) 寺沢地区に設置される復興ICについては、今年6月に着工式が行われ、工事が進められている。平成31年度末に完成予定。
- 6) 復興まちづくり計画(第二次)に記載された施策を具現化させる取り組みとしては、9月5日に、平成29年度第一回復興町民委員会を開催。今年度は、施策のさらなる具現化を進め、年度末に予定している実施計画の改定に反映していく。また役場職員の検討組織として復興まちづくりワーキンググループをつくり、議論を進めている。

○中間貯蔵施設について

- 1) 県内で発生した除染廃棄物の昨年度末までの実績は、町内に確保した保管場へ約10万<sup>3</sup>m<sup>3</sup>が搬入され、今年度は、9月26日までの実績が約9万9千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>。搬入元については、平成27年度は県北、県中、浜通りの20市町村から、平成28年度以降は、県北地方、双葉町以北の浜通りの15市町村となっている。
- 2) 用地の契約件数は、9月末時点で、中間貯蔵建設用地全体で、契約者が1,139人(48.3%)、契約済面積が約624ha(39%)である。今後も環境省に対して地権者への丁寧な説明を引き続き強く求めていく。

○生活サポート補助金について

町民の皆さんが10年間の経済負担を少しでも軽減できるよう運用する「中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金」いわゆる「生活サポート補助金」が昨年度から事業を開始し、9月末の平成28年度の受給率は66.3%となっている。引き続き受給漏れのないように対応策を講じていく。

○復興公営住宅について

福島県が整備を進めているいわき市勿来酒井地区に建設中の復興公営住宅は、現在、集合住宅の建築工事が進められている。木造戸建て住宅についても10月中旬に工事に着手した。今後も平成29年度のできるかぎり早期の入居が可能となるように県に強く働きかけていく。

○医療費の一部負担等の免除、高速道路通行料金について

現在、無料措置が実行されているが、高速道路通行料金については、平成32年3月31日まで無料措置の延長の方針が示され、利便性の向上のため「ふるさと帰還通行カード」を導入した方法に変わるとの報告を受けている。詳細が決まったら、町民の皆さんにお知らせする。医療費の一部負担等の免除についても引き続き継続されるよう国、及び関係機関に働きかけていく。

- (1) 町立学校の状況等について(舘下教育長)
- (2) 双葉町復興まちづくり計画(第二次)、特定復興再生拠点区域復興再生計画、平成29年度住民意向調査について(平岩復興推進課長)
- (3) 中間貯蔵施設計画地内町有地の取り扱いについて(猪狩建設課長)
- (4) 町共同墓地について(松本住民生活課長)

6 懇談概要

(町民：男性)

10月中旬に一時立ち入りで北小学校に行ってきた。緯度経度の標柱と線量計があるが、草が生い茂っていて見えなかった。これからは草が枯れると思うが常時刈っておいた方がいいのではないか。

(舘下教育長)

その後に東京電力ホールディングスに依頼して伐採をした。

(町民：男性)

長くない時期に刈っておいた方がいいと思う。

(館下教育長)

北小、南小も毎年時期が来たら東京電力ホールディングスに依頼して作業を進めていく。

(町民：男性)

- ・中間貯蔵施設に除染廃棄物を運ぶトラックを高速道路等でよく見かける。中間貯蔵に搬出された除染廃棄物の最終処分地は、どこになるのか。政府の方から町に最終処分予定地の連絡はあるのか。
- ・廃炉の時期が30年後40年後という話が出ている。町から届いた意向調査ではいつ帰るのかと質問している項目があるが、廃炉がいつになるのか決定していない時期には決めかねる。廃炉まで30年なんてとても受け入れられない話。廃炉を早急にしてほしいとか、もっと予算をかけて研究を進めて欲しい等、国に要望を町から出すことはできないのか。

(伊澤町長)

中間貯蔵施設に関しては今30年間中間貯蔵ということで取り組みをしている。最終処分場については県外搬出ということで県外に最終処分地を決めていただく。残念ながら現在、最終処分場の候補地は決まってない。30年間中間貯蔵を担保するための方法として町有財産の地上権設定を町としては考えている。最終処分場については、国の責任において進めるべき事業であり、町としても随時国に要望を出している。

廃炉については、専門家であっても何年で出来るというような事を明言するのは難しい状況であり、私の方から何年で出来るというようなことを言えるようなものではない。ただ、今年9月に退任した原子力規制委員会の田中委員長から説明を受けた話をすると、一番心配な放射線の問題に関しては再臨界する可能性は限りなくゼロに近く、万が一再臨界したとしても今回のような放射線量が飛散拡散することはないとのこと。また燃料デブリの取り出しの問題で廃炉が30年40年と言われているが、まずは燃料デブリを取り出すには存在を確認しないとイケない。格納容器内は非常に高線量なので取り出しについては今後、技術革新によって可能になるとのこと。再び今回のような放射線量で私たちのふるさとが汚染される可能性は限りなくゼロに近いということを念頭において、町の帰還目標を設定とし取り組みを始めたところである。

(町民：男性)

双葉町が最終処分地にならないようにぜひ働きかけをしてほしい。

(町民：男性)

今年2月に所有している土地を防災林及び防潮堤用地として相双建設事務所に売却した。その土地の中には田畑もあった。その後5月に請戸川土地改良区より負担金の納付書が届いた。自分の都合ではなく公共事業に協力したのに負担金を納めることには納得出来ない。町の見解を聞きたい。

(伊澤町長)

防災林、防潮堤、復興祈念公園は県事業として行っているが、収用等の事業にご協力いただいた場合は、譲渡所得税の基礎控除5000万円という税制優遇制度がある。また、請戸川土地改良区は浪江町、双葉町、南相馬市の小高区の土地改良事業を行うものであり、負担金は受益者負担の大原則に則り双葉町以外の方にも公平にお支払いいただくものなので、ご理解いただきたい。浪江町の請戸地区の防潮堤事業にご協力いただいた方にもご理解いただき等しく納入いただいているという報告を受けている。

(志賀産業課長)

土地改良区の決済金ですが、現状、農地から転用された時に一度限り決済金が必要になる。決済金については、南相馬市の小高区、浪江町、双葉町の施設の維持管理費に充てられる。今後、施設を維持管理していく上で農転した場合に決済金を取る規約になっているのでご理解いただきたい。

(町民：男性)

公共用地として買収した土地であるので、買収した側が負担するのが道理であると思う。納得できない。中野地区のアーカイブセンター建設のために中野地区に所有している水田の80%程度が買収になった。これについても決済金が必要というのであれば、今の説明では納得ができない。

(町民：男性)

- ・復興インターチェンジにかかる県道井手長塚線の道路拡幅工事に双葉町の自宅はひっかかる。双葉に戻れる場所がない。復興公営住宅も双葉町内に出来るのか分からない。そうすると今住んでいる町外の復興公営住宅に住み続けるしかないのではないかと思う。
- ・双葉町内のお墓についてもそのままいいのか、共同墓地に移動したらいいのか分からない。

(伊澤町長)

- ・道路の拡幅工事の用地の取得については、丁寧に説明をしてご理解いただけたら協力いただくということになる。7市町村に帰還困難区域が存在するが、その中で双葉町が一番に特定復興再生拠点の申請をし、今年9月に国の認定を受けた。今回認定を受けた555ヘクタールというのは、除染をして復興インフラ整備をして人が住めるようにするという地域。その中でも駅西地区は除染をしていない状態でも毎時1マイクロシーベルト以下と線量が低く、除染をすれば帰還目標値の年間積算量1ミリシーベルト、毎時0.23マイクロシーベルトをクリアできる可能性がある地域である。さらに前々町長時代に双葉駅西再開発構想というのがあったため、駅西地区にある程度町有地がある。中間貯蔵地として、またその他公共用地としてご協力いただいたためにご自宅に住むことができなくなった方、またご自宅が高線量地域内の方にある方、中野・中浜・両竹地区の津波の被害に遭われた方々のために、分譲地、町営住宅、復興公営住宅を駅西地区に整備していく。ただし用地取得に関しては、駅西地区の地権者の方々に丁寧に町の復興計画に関する説明をしてご理解いただいてご協力いただくものであって、強制的に土地を買い上げるものではない。
- ・共同墓地に関しては、双葉町民であれば誰でも入れるものであって、既にお墓はあ

るが津波被災地・中間貯蔵施設用地、高線量地域等の事情により移したいという方は可能であり、そのまま現在の墓地を使用したいという方はそれも可能である。

(町民：男性)

説明を聞いて町が大きく復興に向かって動き出しているという印象を受けた。復興まちづくり計画（第二次）というのは、多くの人の時間と努力によって計画されたものであるので、丁寧に説明をして理解を求めながらも決断が必要な時は決断し、計画を全うしてほしい。一時的に町に戻るための宿泊施設や、自宅を建築できるような土地の整備はもちろん、世界から羨望される町づくりをしてほしい。

(伊澤町長)

町民が戻りたくなるような町づくりというのが、町民の要望であると思う。最大限に努力したい。

冒頭でもお話した中間貯蔵施設の問題だが、4分の1が町有地である。町民皆さまの財産である町有地を国に売却するのか地上権を設定して賃貸借にするのかという問題がある。最終処分場に関しては法律で県外搬出を定めているが、法律というのはその時々政治家の先生の判断で変わりうるものなので、30年中間貯蔵を担保する意味で、町有地は賃貸借としたい。今日集まっていたいただいた町民の方々にご意見をお聞きしたい。

—意見等なし—

それではこの考え方に承認される方は拍手をお願いしたい。

—拍手多数—

(伊澤町長)

了承いただいたと受け止める。